

令和5年度第7回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和5年8月29日（火）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、塩川委員、大谷委員、原田委員

事務局：宮廻副教育長、成相副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、教育委員会次長（生涯学習課長）、学校管理課長、学校給食課長、図書館事務局長、こども子育て部次長（こども政策課長）

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日は、金津委員が所用で欠席となっている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、教育長を含め、教育委員5名中4名の出席があり、過半数の出席となっているため、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

本日の会議は、議案が5件、その他報告が1件となっている。本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

そのとおりである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開で行いたいと思う。

また、本日の会議も、出席者はこれまでどおり議案説明者など、必要最小限の人数での対応とすることになっているため、御理解をいただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

2 会議録の確認（令和5年度第5回）

…………意見・修正なし…………

3 会議録署名者の指名（塩川委員、原田委員）

4 議事【議案 5 件】

○藤原教育長

本日、議案が 5 件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【議第 15 号 令和 4 年度松江市教育委員会点検・評価報告書について】

○教育総務課

議案は 1 ページを御覧いただきたい。併せて、点検・評価報告書の製本したものを
お配りしているので、そちらも一緒に御覧をいただきたいと思う。

点検・評価報告書については、教育委員の皆様や有識者会議によって意見をいただき、
取りまとめたところである。報告書の内容については、協議会や検討会議で既に
御説明をしているため、本日は割愛をさせていただく。

先般 8 月 2 日に開催した点検・評価検討会議において、有識者委員の皆様からいた
だいた主な意見について、会議の際の質問・意見等を踏まえた内容で、お配りをして
いる報告書の本編の 48 ページから掲載をしているので、そちらを御覧いただきたい。

まず、学力向上対策において、若手教員の指導力向上のための取組についての要望
をいただき、本市が若手教員に実施している授業力向上研修やフォローアップ研修、
新任講師を対象に行う授業づくり支援訪問指導、その他のフォローアップ体制を御説
明した。

次に、ICT 活用教育におけるタブレットの活用について、教科ごとの活用実態や活
用が進んでいない学校の対応等に関する質問に対し、各校の活用状況を説明すると
ともに、今後の活用に向けた市教委の支援体制について回答をしている。

それから、3 つ目に、不登校支援について、学習支援はもとより、一人一人に寄り
添った支援や居場所の確保が求められるという御意見をいただいている。教育委員会
でも同様な認識であり、先進事例等を参考にして、できることから取り組んでまい
りたいと思う。

その次に、今後の学校施設整備の計画に対する質問には、築年度の古い建物を優先
させることを基本にしながら、それぞれの劣化の状況などに応じて優先順位を付けて
整備をしていくという市の考え方を説明した。

そのあと、コミュニティスクール推進事業の成果指標の1つとしている「地域について考えている子供の割合」が減少している原因については、コロナ禍による影響で、地域行事が中止・縮小されたり、発表の機会が得られなかったりした影響が考えられる。

コミュニティスクールでは、学校の課題について協議し、検討した支援策を実施した学校もあり、地域の実情や課題などについて協議したり、児童生徒の考えに地域の方も一緒になって取り組むことを計画している協議会も出てきている。

それから、有識者委員・教育委員の皆様からいただいた御意見として、取組ごとの達成度の基準についての検討が必要というものがあつた。これについては、来年度の報告書から検討し、できる限り対応をしてみたいと思う。

次の本編 50 ページからは、3名の有識者委員からいただいた意見書を原文のまま掲載させていただいている。

本日、御議決いただけたら、その後、議会へ報告し、ホームページ等で公表したいと考えている。

説明は以上である。御審議、よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見等はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 15 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 15 号議案は承認された。

先ほど事務局から説明があつたように、9月5日が9月議会の初日であり、本会議終了後に全議員に全員協議会という場で私が説明をするということであるので、御承知おきをいただきたいと思う。

【議第 16 号 令和 5 年度松江市一般会計補正予算（第 5 号）（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課

議案は3ページからとなる。この度市長に調製依頼する補正予算について、主なものについて御説明する。

議案5ページに概要を掲載している。歳出の件数で申し上げますと、施設整備に関するものが8件、その他が8件である。

初めに、歳出について御説明をする。議案は9ページをお開きいただきたい。

9ページからが歳出なのだが、先に11ページを御覧いただきたい。ページの一番下に少し小さい字で記載しているが、事業の名前のところに小さいアスタリスクを付けているものがあるのだが、これは国の補正予算に呼応し、繰越予算で対応することになったため、令和5年度計上分を減額するものである。これに該当するのが、議案9ページの②、10ページの⑦、⑨、11ページの⑰、⑳、㉑である。

それ以外のところで御説明をしたいと思う。9ページにお戻りいただき①、細々目欄が「児童クラブ施設整備事業費」、こちらは、しんじっ子児童クラブの解体工事に係る費用で、アスベスト対応のための工事費と工損調査費の増額によるものである。

次に、③「緊急校務支援員配置事業」については、緊急校務支援員の配置人数や配置時間が今後増えることによる増額である。

④、⑤の「教材図書購入費」は、ふるさと指定寄附金を活用し、出雲郷小学校に教材備品を整備するものである。

⑥「(仮称) 湖北学園整備事業費」は、当初は令和7年度に予算化していた基本設計業務を、開発協議のために必要な設計図を作成いただくために前倒しをし、5年度、6年度に実施するための事業費である。

次に、10ページの⑧「揖屋小学校整備事業費」である。これは揖屋小学校の長寿命化改良工事に合わせ、ラーニングコモンズと呼ばれる新たな学びの空間や、バリアフリートイレなどの整備を行うための増改築工事費が、物価高騰などにより増額となることによるものである。

⑩の「東出雲複合施設整備事業費」は、東出雲公民館の解体工事において、調査対象工作物の追加等により、工損調査費が増額となったものである。

次に、⑪から⑭の「図書館運営費」は、図書館図書の充実を目的とした寄附金を受け入れ、中央図書館、移動図書館、島根図書館、東出雲図書館の図書を購入するものなどである。

次に、11ページの⑮「総合文化センター整備費」は、建設資材価格の上昇、労務単

価の改定などにより、工事費を増額するものである。

⑱「鹿島給食センター」、⑲「島根給食センター」、こちらはそれぞれ機器更新のための経費である。

㉒「学校給食援助費」は、2 学期からの給食費改定に伴い、就学援助の現物支給分を増額するものである。

歳出は以上である。

続いて、6 ページの歳入を御覧いただきたい。こちらも歳出と同様に、アスタリスクを付けた事業は国の補正予算に呼応して繰越予算で対応するため、令和5年度計上分を減額するものである。

それ以外のものとしては、①「揖屋小学校整備事業費国庫負担金」、7 ページの⑫「揖屋小学校整備事業」、こちらは歳出で説明した揖屋小学校の増改築工事費の国庫負担金と市債を計上するものである。

7 ページの⑦、「緊急校務支援員配置事業」の増額分については、全額を県負担金として計上するものである。

⑧は図書館図書充実のための寄附金、⑨はふるさと寄附金をそれぞれ受け入れるものである。

⑩は、鹿島給食センターの機器更新のための基金を繰り入れるものである。

⑪は、しんじっ子クラブの解体経費の市債を計上するものである。

⑮は、総合文化センター整備費の増額分について、市債を計上するものである。

⑰は、島根給食センターの機器更新の経費について、市債を計上するものである。

次に、12 ページの継続費について御説明をする。①は、歳出で説明した（仮称）湖北学園整備事業の基本設計業務を5年度・6年度の2年間で実施するための継続費を新たに設定するものである。

②は揖屋小学校増改築工事、③は総合文化センター整備の継続費について、総額及び年割額を変更するものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。相変わらず行政用語で説明しているため分かりにくいと思うが、率直に何か、「これはどういうことか」ということがあれば、聞いていただくと喜ぶが。

○原田委員

失礼する。緊急校務支援員の配置事業についてであるが、これはスクールサポートスタッフなどとは枠組みが違い、今だけの特別な事業みたいな形で去年から入っていると思うのだが、配置時間が何時間から何時間に延びるとか、そういうことか。

○教育総務課

緊急校務支援員は、昨年の9月から始まっている。当初のところでは予定していた時間に大体1,400時間をプラスして、人員としては、今後の配置が必要になったときのために5名分の人件費を想定して増額補正を組んでいる。

○藤原教育長

これは、島根県が6月議会で制度を拡充されたため、それに呼応して市の補正を組むものである。

ほかに何かあるか。

○塩川委員

ふるさと指定寄附金について、その制度がよく分っていないのだが、その中から教育費にも割当てがあるということか。今年はお雲郷小学校のほうにということだが。その辺りの説明をしていただければと思う。

○学校管理課

9ページの④と⑤が学校管理課所管分である。ふるさと指定寄附金は観光部署がまず受入れをして、「〇〇に使ってほしい」という要望があった分についていろいろな課に振り分けられる。毎年というわけではないが、この度、個人の方から御寄附があり、御希望としては、ずばり「お雲郷小学校の図書等に使ってくれ」という御指示だったため、学校と相談したところ、50万円のうちの38万8,000円を図書の教材備品等、11万2,000円を図書整備費に使うものである。

なお、別枠で毎年毎年図書については学校に配当予算があり、別枠ではもちろん図書も購入している。

簡単であるが、以上である。

○藤原教育長

これは、要は、「50万円分を出雲郷小学校で使ってほしい」ということである。ふるさと指定寄附と書いてあるが、指定というのは、「ここでこのように使ってほしい」という指定をするという意味であるため、そういう御理解をいただければよろしいと思う。

金額はいろいろであるが、自分がその出身者であるとか、大体何か関連がある方が、「ここに図書を買ってほしい」とか、「こういうものを買ってほしい」という形で寄附を行っていただくというものである。

先ほどあった国の補正予算に対応して云々かんぬんというのは毎回あるのだが、要は補正と当初予算のダブルカウントで出ているため、当初のほうを落とすということである。そういう御理解をいただければと思う。

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第16号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第16号議案は承認された。

【議第17号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

○学校給食課

議案集14ページを御覧いただきたい。この度、西学校給食センターの食器洗浄機を更新するというものである。取得する財産は食器洗浄ライン一式。西学校給食センターは平成11年に稼働したわけであるが、この食器洗浄ラインは、その開設当初から設置している機器である。今、20数年経過しており、更新をするというものである。

取得の方法は一般競争入札であり、7月5日に入札を行っている。応札者は3社あった。その中の一番価格の低い事業者で、取得金額は4,532万円ということで、落札率は92%であった。

落札したのは、松江市東出雲町意宇東三丁目6番5号、山陰アイホー調理機株式会

社である。

簡単ではあるが、説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。落札率というのは、予定価格というのがあり、その何%で入札されたかという数字である。予定価格の 92%で入札された方が一番安く入れていただいたという意味であるので、よろしく願います。

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 17 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 17 号議案は承認された。

続いて、議第 18 号、松江市立認定こども園設置条例の制定依頼について、並びに議第 19 号、松江市立幼稚園・幼保園預かり保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定依頼については、相互に関連する議案であるため、一括して説明を受け、質疑応答を行った後、採決については議案ごとに行うこととしたいと思うが、これに異議はあるか。

……………異議なし……………

それでは、そのように取り扱いたいと思う。

それでは、事務局より議第 18 号、議第 19 号、2 つの議案について、一括して説明をお願いします。

【議第 18 号 松江市立認定こども園設置条例の制定依頼について】

【議第 19 号 松江市立幼稚園・幼保園預かり保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

○こども政策課

お手元に A3 の資料を本日お配りさせていただいているが、そちらのほうで御説明申し上げます。そちらのほうを御覧いただきたい。

市立幼稚園、東出雲町内の市立保育所及び市立幼稚園の認定こども園化に伴う条例

の制定改正についてということである。

(1) であるが、こちらが本日の議第 18 号である。議会に提案する議案としては、議第 94 号、松江市立認定こども園設置条例の制定についてである。

それから、(2) は教育委員会所管の条例ではないが、関連があるため、併せて説明をさせていただく。議第 95 号が、松江市立保育所及び松江市立幼稚園における特別保育に関する条例の一部改正についてということである。

それから、(3) が本日の議第 19 号であるが、議会の議案は議第 96 号、松江市立幼稚園・幼稚園預かり保育料等徴収条例の一部改正についてである。

幼稚園 4 園、東出雲 3 園の認定こども園化については、既に幼児教育と保育を一体的に行っているこれらの施設において、保護者の申請手続の簡素化と事務の効率化を目的に行うものである。

【1. 制定改正の要旨】を御覧いただきたい。松江市立幼稚園を認定こども園とするとともに、東出雲町内の市立保育所及び市立幼稚園を統合して認定こども園を設置し、併せて特別保育及び預かり保育について定めるものである。

その下には、認定こども園への移行のイメージ図を付けている。幼稚園 4 園、東出雲 3 園とも、0 から 2 歳児クラスは現行も移行後も保育所としての利用形態である。3 歳児から 5 歳児クラスについては、現行は幼稚園では幼稚園として、東出雲の 3 園では幼稚園・保育所は別々の利用形態であるが、移行後は保護者の就労などの状況により、同じクラスの中で幼稚園機能・保育所機能と別々の利用形態となる。

【2. 制定改正の内容】を御覧いただきたい。(1) であるが、設置する認定こども園は 7 園である。のぎ、しんじ、城西及びやくもの 4 幼稚園は、園名もそのまま認定こども園へ移行する。東出雲町内の揖屋、意東及び出雲郷の 3 幼稚園・3 保育所は、それぞれ統合し、園名をそれぞれ揖屋幼稚園、意東幼稚園、出雲郷幼稚園とする。

改正内容については、(2) のところで、特別保育に関する改正として、延長保育の実施と経過措置、(3) のところで、預かり保育に関する改正として、預かり保育料の額の変更である。具体の改正内容については、右の図で説明を申し上げる。

【3. 認定こども園への移行後の利用区分・時間・保育料】の図を御覧いただきたい。

まず、利用区分、利用時間、保育料に変更があるのは、3 歳児から 5 歳児のクラスだけであり、0 から 2 歳児クラスの変更はない。

幼稚園と東出雲 3 園は分けて説明を申し上げる。①【4 幼稚園】のほうを御覧いた

だきたい。幼保園については、現行は長時間保育と短時間保育の2つの利用区分があり、これについては保護者が自由に選択をしていらっしゃる。

網掛けの部分が長時間保育の預かり保育と短時間保育の一時預かりであるが、この保育の時間帯については、保育を必要とする子供は、手続きを行うことにより保育料が無償となっている。移行後は、保育所機能（保育標準時間）、保育所機能（保育短時間）、幼稚園機能の3つの利用区分となる。

保育所機能の2つの利用区分については、0から2歳児クラスやほかの市立保育所と利用時間・保育料など、利用形態は同じである。

幼稚園機能では、教育・保育の時間の後の預かり保育を16時30分まで実施する。これは保育所機能（保育短時間）の教育・保育の終了時間と同じとするものである。預かりの保育料は、日額270円である。現行の長時間保育の預かり保育が18時までであり、短時間保育の一時預かり保育が17時までとなっており、移行後と時間の差が生じることから、現在在園する利用者が卒園する令和7年度末まで、経過措置として、幼稚園機能において延長保育を18時まで実施する。

また、現行の保育料の無償化の対象者には、同じく令和7年度末までの経過措置として、保育所機能（保育短時間）と幼稚園機能とも18時までの延長保育料を減免する。

②の【東出雲3保育所・3幼稚園】のほうを御覧いただきたい。東出雲3園については、現行も移行後も同じ3つの利用区分である。保育所機能の2つの利用区分については、現行も移行後も利用の形態は全く変わらない。幼稚園の利用区分では、現行の一時預かり保育が、こちらも17時までとなっており、移行後の預かり保育の16時半までと差が生じることから、幼稚園機能においては、同じく令和7年度末までの経過措置として、延長保育を17時まで実施する。現行の保育料の無償化の対象者には延長保育料を減免する。

なお、幼稚園機能では、預かり保育料が270円であり、その後の17時までの延長保育料が30円で、合計300円となる。現行の一時預かり保育料が300円であり、同額である。そのため、御負担いただく額も変わらないということである。

説明は以上である。御審議のほど、よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。すごく複雑な内容であるため、御理解いただけたであろうか。こ

れも素朴に、「これはどういう意味か」という形で質問していただくとよろしいと思うが、いかがか。

○大谷委員

失礼する。大変基本的なことを伺って申し訳ないのだが、幼保園からこども園に移行するメリットを改めて挙げていただきたい。あと、【1. 制定改正の要旨】のところの図の中で、認定こども園保育所機能の中に白く幼稚園機能が残っているが、実際、どのように運営されていくのか。その2点について教えていただきたい。

○こども政策課

幼保園と東出雲3園の認定こども園への移行については、国の制度に基づくものである。

「幼保園のぎ」が平成17年度に幼保園として一番最初にできたが、これは当時、松江市で幼保一元化事業ということで、国に先駆けて取り組んだところである。

その後、認定こども園法ができ、認定こども園が制度化された。これも幼保一元化のためである。それにより国が市に追い付いてきたというようにイメージしていただくとよろしいのだが、あとでできた制度のほうが、いろいろなことが合理的である。メリットとしては、保護者の申請の手続きの簡素化と事務処理の効率化ということである。実際に子供たちの生活などについては全く変わらない。

それから、移行後は、保育所機能と幼稚園機能が別々になり、保護者の就労などにより（教育・保育給付認定）1号（利用区分が幼稚園機能）の子供、2号（利用区分が保育所機能）の子供というように分かれるのであるが、実際に教育・保育に関することは、同じクラスで一緒にやるので変わりはない。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

保育料の部分の無償化が今どようになっているのか教えていただいてもよろしい

か。

○こども政策課

保育料については、まず、保育所の3・4・5歳児については無償である。

それから、幼稚園児については、教育・保育時間は無償である。この右側の【3. 認定こども園への移行後の利用区分・時間・保育料】の図のところ、預かり保育と一時預かり保育というところは色を付けて書いているところであるが、こちらのほうも施設等利用給付2号認定という手続きをしていただくことにより無償になる。

以上である。

○原田委員

そうすると、今は3・4・5歳児は全員が無償という認識でよろしいか。

○こども政策課

幼稚園児について、施設等利用給付2号認定というのは、これは保育にかける子供についての申請の手続きであり、保育にかけない方については、この網掛けの部分は有償になるので、ここは違いがある。

以上である。

○原田委員

網掛けというと、時間外というところか。そのため、14時までは誰も無償になっているということか。

○こども政策課

そのとおりである。

○藤原教育長

移行後に幼稚園機能を利用される方というのは、全体の定員の何%ぐらいの方なのか。ニーズがどのくらい残っているのかということである。

○こども政策課

幼稚園機能のニーズについては、今、数字を持ち合わせていないため、申し訳ない。

○藤原教育長

幼稚園の在り方の検討をする中で、このニーズがどのくらい残っているのかというのは少し関心があるところであるので、また教えていただければと思う。

○原田委員

私がしんじ幼保園で聞いたが、短時間保育は園の中で全部で5人しかいないようだ。幼保園が全部で何人なのかは分からないが。

○藤原教育長

多分、園によって違いただろうと思う。

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、質問や意見がないようであるため、議案ごとにお諮りをしたいと思う。

まず、議第18号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第18号議案は承認することとする。

続いて、お諮りをしたいと思う。議第19号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第19号議案は承認された。

5 その他報告【1件】

○藤原教育長

本日、その他報告が1件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【その他報告(1) 議会の委任による専決処分の報告について(損害賠償の額を定めるこ

とについて)】

○学校管理課

議案集 32 ページをお願いします。専決処分書。損害賠償の額を定めるものである。

1、事故発生日時、令和 5 年 5 月 6 日、午後 0 時 13 分頃。

2、事故発生場所、松江市比津町 532 番地、法吉小学校敷地内である。

3、事故概要、校舎のベランダ手すりのコンクリート片、大きさが約 40 mm 角の厚さが約 5 mm、これが 2 枚ほど落下し、駐車していた相手方車両のルーフを損傷させたものである。ちなみに、3 階の部分の手すりから落下したものである。

4、損害賠償の額、15 万 3,956 円は、全額市が加入している保険で対応し、保険会社から車を修理した業者へ 8 月 1 日に支払い済みである。なお、損害を受けられた方は、7 月 24 日に示談が成立している。

再発防止策としては、まず、取り急ぎ法吉小学校の校舎を公共建築課と業者とで打診、打診というのは打つ診断という字であるが、棒状のものでコンクリートをつついて状況を確認して、併せて、念のため他の学校も工務技師により打診を行ったが、他に異常は見られなかった。このような事案は非常に稀であるが、引き続き施設の日常点検を行っていきたいと思っている。

以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

失礼する。今回の事故については、物的なもので終わり、人的なものに及ばなくて大変幸いだったと思う。先ほど御説明があったように、各学校では月 1 回定期点検をやっておられると思うのだが、今後も、目視だけでなく打診など、いろいろな方法によって点検して、再発防止に努めていただきたい。

随時、先ほどの施設整備計画で整備されているとは思っているのだが、まだかなり老朽化している校舎も多いと思うので、その点よろしくをお願いします。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（1）については、以上で終了したいと思う。

6 次回教育委員会会議の予定

【令和5年度第8回教育委員会会議】

日時：10月26日（木） 10：00～

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

8 閉会宣言（藤原教育長）